

19年度国補正繰越中期補助金明細

フリカテ 小国町

所有者氏名 小国町

事業名 国補正繰越中期

種類名	区分名	大字	字	地番	面積ha	事業費	補助金	森林保護料	組合手数料	苗木代	肥料代	差引額合計	差引支払額	現在残	今回取	購買額	非灌部門	林道部門	遊林部門	その他	立替差引額	最終支払額	
下刈	受託	下城	宇土谷	4851-1	1.06	90,000	61,200		22,500	22,500		22,500	38,700								0	38,700	
下刈	受託	上田	神ノ追	2855-1	0.15	18,000	12,240		4,500	4,500		4,500	7,740								0	7,740	
下刈	受託	上田	神ノ追	2855-1	0.18	21,000	14,280		5,250	5,250		5,250	9,030								0	9,030	
下刈	受託	上田	神ノ追	2855-1	0.47	57,000	38,760		14,250	14,250		14,250	24,510								0	24,510	
下刈	受託	西里	羽山	2314	0.61	51,000	34,680		12,750	12,750		12,750	21,930								0	21,930	
集計					2.47	237,000	161,160		59,250	59,250		59,250	101,910								0	101,910	
合計																							

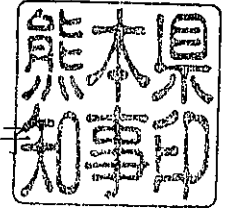
集計所有者氏名 = 小国町(5詳細レコード)

合計

組合長	参事	総務課長	課長	課長補佐	係長	係

森整第1240号
平成20年3月31日

小国町森林組合
代表理事組合長 高野 悠爾 様



平成19年度後期造林事業補助金等交付決定及び確定通知書
平成20年2月15日付け小国森第555号で申請のありました平成19年度後期造林事業補助金等については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件をつけて金12,342,780円（内訳は、別紙「造林事業補助金等内訳書」のとおり）を交付し、併せて同規則14条の規定により同額に確定しましたので通知します。

記

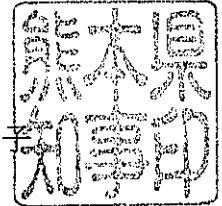
（補助の条件）

- 1 補助金等の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の保育を行うこと。
- 2 当該造林地における事業が、人工造林、樹下植栽及び特殊林地改良事業等植栽するものについては、森林国営保険に10年以上加入すること。
また、除間伐を実施するものについては、森林国営保険に3年以上加入することとし、保険金額は、標準金額の3割以上とすること。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、その他補助金等に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日47林野政第640号）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号）、熊本県補助金等交付規則、熊本県造林事業補助金等交付要項、熊本県森林環境保全整備事業実施要領、里山エリア再生交付金実施要綱（平成18年3月31日付け林整整第1019号）、里山エリア再生交付金実施要領（平成18年3月31日付け林整整第1020号）及び熊本県里山エリア再生交付金実施要領に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年から起算して5年間管理保管しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 6 補助事業者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、これを含めて申請したときは、補助金等の交付決定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

組合長	参事	総務課長	課長	課長補佐	係長	係

森整第1243号
平成20年3月31日

小国町森林組合
代表理事組合長 高野 悠爾



平成19年度後期造林事業（林農連携分）補助金等交付決定及び
確定通知書

平成20年2月15日付け小国森第554号で申請のありました平成19年度林農連携後期造林事業補助金等については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件をつけて金44,170,705円（内訳は、別紙「造林事業補助金等内訳書」のとおり）を交付し、併せて同規則14条の規定により同額に確定しましたので通知します。

記

（補助の条件）

- 1 補助金等の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の保育を行うこと。
- 2 当該造林地における事業が、人工造林、樹下植栽及び特殊林地改良事業等植栽するものについては、森林国営保険に10年以上加入すること。
また、除間伐を実施するものについては、森林国営保険に3年以上加入することとし、保険金額は、標準金額の3割以上とすること。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、その他補助金等に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日47林野政第640号）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号）、熊本県補助金等交付規則、熊本県造林事業補助金等交付要項、熊本県森林環境保全整備事業実施要領、里山エリア再生交付金実施要綱（平成18年3月31日付け林整整第1019号）、里山エリア再生交付金実施要領（平成18年3月31日付け林整整第1020号）及び熊本県里山エリア再生交付金実施要領に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年から起算して5年間管理保管しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 6 補助事業者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、これを含めて申請したときは、補助金等の交付決定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

平成19年度後期造林補助金明細書

所有者氏名 小国町

事業名 後期

種別	区分	林班	小班	林齢	大字	字	番地	面積ha	割合(%)	事業費	補助金	繰上げ額	森林保護費	組合費	苗木代	肥料代	現行組合計	現行及払戻	現在預り	今回預り	購買部門	共販部門	林産部門	造林部門	造林部門	その他	立林並引額	最終支払額
下刈	受託				下城	早土谷	4851-1	1.06		130,000	91,000				32,500		32,500	58,500									0	58,500
集計		事業名		後期(1)		詳細コード				130,000	91,000				32,500		32,500	58,500									0	58,500

事業名 林業連携後期

種別	区分	林班	小班	林齢	大字	字	番地	面積ha	割合(%)	事業費	補助金	繰上げ額	森林保護費	組合費	苗木代	肥料代	現行組合計	現行及払戻	現在預り	今回預り	購買部門	共販部門	林産部門	造林部門	造林部門	その他	立林並引額	最終支払額
下刈	受託				上田	神ノ追	2855-1	0.15		18,000	12,240				4,500		4,500	7,740									0	7,740
下刈	受託				上田	神ノ追	2855-1	0.18		22,000	14,960				5,500		5,500	9,460									0	9,460
下刈	受託				上田	神ノ追	2855-1	0.47		57,000	38,760				14,250		14,250	24,510									0	24,510
再造林	受託				西里	羽山	2314	0.61		360,000	244,800		30,148	90,000			120,148	124,652									0	124,652
集計		事業名		林業連携後期(4)		詳細コード				457,000	310,760		30,148	114,250			144,398	166,362									0	166,362
集計		所有者氏名		小国町(5)		詳細コード				587,000	401,760		30,148	146,750			176,898	224,862									0	224,862

集計事業名 = 林業連携後期(4) 詳細コード

集計所有者氏名 = 小国町(5) 詳細コード

集計

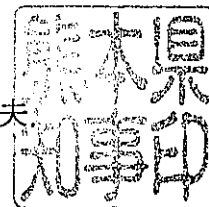
組合長	参事	総務課長	課長	課長補佐	係長	係

森整第1207号
平成21年3月26日



小国町森林組合
代表理事組合長 高野 悠爾 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



平成20年度後期(2月)造林事業(林農連携分)補助金等
交付決定及び確定通知書

平成21年2月27日付け小国森第669号で申請のありました平成20年度後期(2月)造林事業(林農連携分)補助金等については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件をつけて金58,500,440円(内訳は、別紙「造林事業補助金等内訳書」のとおり)を交付し、併せて同規則14条の規定により同額に確定しましたので通知します。

記

(補助の条件)

- 1 補助金等の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の保育を行うこと。
- 2 当該造林地における事業が、人工造林、樹下植栽及び特殊林地改良事業等植栽するものについては、森林国営保険に10年以上加入すること。
また、除間伐を実施するものについては、森林国営保険に3年以上加入することとし、保険金額は、標準金額の3割以上とすること。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、その他補助金等に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日47林野政第640号)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日13林整整第882号)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日13林整整第885号)、熊本県補助金等交付規則、熊本県造林事業補助金等交付要項、熊本県森林環境保全整備事業実施要領、里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け林整整第1019号)、里山エリア再生交付金実施要領(平成18年3月31日付け林整整第1020号)及び熊本県里山エリア再生交付金実施要領に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年から起算して5年間管理保管しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 6 補助事業者は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、これを含めて申請したときは、補助金等の交付決定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

平成20年度後期(2月)造林事業(林業連携分)補助金明細書

所有者氏名	種別	種別	区分	所在地	面積ha	事業費	補助金	森林保険料	組合手数料	差引額合計	差引支払額	現在預り	今回預り	購買部門	金融部門	共販部門	林産部門	造林部門	その他	立替差引額	最終支払額		
小国町有林	機能	抜き伐り	保林	至原堂の上 1271-2	0.13	36,000	21,600	952	9,000	9,952	11,648										0	11,648	
小国町有林					0.13		21,600	952	9,000	9,952	11,648											0	11,648
小国町有林					0.13		21,600	952	9,000	9,952	11,648											0	11,648